

高梁川流域事業承継支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

事業の実施に当たり、必要となる業務を遂行する事業者をプロポーザルにより選定します。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

高梁川流域事業承継支援事業業務委託

(2) 実施場所

高梁川流域圏域内（新見市、高梁市、総社市、倉敷市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）

(3) 事業目的

事業承継における経営者の交代は、家族や従業員、取引先など様々な側面に影響を与えるセンシティブな「問題」と捉えられがちであるが、経営戦略やビジョンを見つめ直し、企業の更なる成長・発展のきっかけとなり得る。

そこで、本事業では、事業承継はネガティブな「問題」ではなく、持続的成長・発展のための「チャンス」であるということを全面的に押し出すことで事業承継のイメージの刷新を図り、高梁川流域圏域内の事業者に新たな気づきを提供することを目的とする。

(4) 業務内容

別紙「高梁川流域事業承継支援事業業務委託基本仕様書」のとおり

(5) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

(6) 委託料上限額

1,300千円（消費税額及び地方消費税を含む）

2 応募の要件

(1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

(3) 代表者、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(4) 参加表明書の受付締切日から契約締結の日まで、倉敷市から指名停止の措置を受

けていないこと。

- (5) 参加表明書を提出する時点で引き続き2年以上その業務を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、市税等）に滞納がないこと。

3 公募型プロポーザル実施スケジュール

事 項	期 間
募集周知及び プロポーザル実施説明書の交付	令和7年5月19日（月）から 令和7年6月6日（金）まで
参加表明書の提出期限	令和7年6月6日（金） 17時15分
質問受付期限	令和7年6月9日（月） 17時15分
質問回答期限	令和7年6月11日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年6月23日（月） 17時15分
プレゼンテーション	令和7年6月25日（水）
選定結果の通知・公表	令和7年6月27日（金）
契約の手続	選定結果の通知・公表時以降

4 応募手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施説明書・仕様書等の交付

- ①交付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年6月6日（金）まで

※直接交付は8時30分から17時15分まで。ただし土・日曜、祝日を除く。

- ②交付方法

倉敷市商工課ホームページからのダウンロード又は倉敷市商工課で交付する。

- (2) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を表明する者は、次の内容に従い、期限までに「高梁川流域事業承継支援事業業務委託公募型プロポーザル参加表明書」に必要書類を添付して提出すること。

- ①提出期限

令和7年6月6日（金）17時15分

- ②提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎2階）

- ③提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は提出期限必着

受付時間は、８時３０分から１７時１５分まで。ただし土・日曜、祝日を除く。

④提出部数

１部

⑤その他

本社が支店・営業所へ参加表明書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、必ず委任状を添付すること。

(３) 参加資格の確認通知

参加資格について確認の後、結果を電子メール又はＦＡＸにて随時通知。

５ 企画提案書作成等に関する質問の受付

(１) 提出期限

令和７年６月９日（月）１７時１５分

(２) 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎２階）

(３) 提出方法

別紙「質問書」により直接持参・郵送・ＦＡＸ・電子メールで提出すること（期日必着）。受付時間は、８時３０分から１７時１５分まで。ただし土・日曜、祝日を除く。ＦＡＸ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、着信を確認すること。

(４) 質問回答期限

令和７年６月１１日（水）１７時１５分までにＦＡＸもしくは電子メールにて回答。併せて、倉敷市商工課ホームページに掲載する。なお、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

６ 企画提案書の提出

別紙「企画提案書の提出について」に「高梁川流域事業承継支援事業業務委託企画提案書（案）」を参考にした提案書を添え、次の内容に従い、事業費積算見積書を添付して提出すること。提出様式は問わないが、上記の「企画提案書（案）」に記載した内容を最低限の内容として含めること。なお、文書の補完のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

(１) 提出期限

令和７年６月２３日（月）１７時１５分

(２) 提出場所

倉敷市商工課（倉敷市役所本庁舎２階）

(３) 提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は提出期限必着

受付時間は、８時３０分から１７時１５分まで。ただし土・日曜、祝日を除く。

(４) 提出書類

- ・企画提案書の提出について 1 部（正本）
- ・企画提案書 5 部（正本 1 部・副本 4 部）
- ・事業費積算見積書 5 部（正本 1 部・副本 4 部）
- ・会社概要 1 部

※「正本」とは法人名を記載したもの、「副本」とは審査委員会で委員に配布する正本の写し。

（５）書類選考

提案者の数が 3 を超える場合には、書類選考を行い、プレゼンテーションの対象を概ね 3 以内の提案に限定する場合がある。

（６）その他

提出する提案は、1 提案者につき 1 案とし、企画提案書提出後の追加及び変更は認めない。

7 企画提案書プレゼンテーション

提案内容のプレゼンテーションを実施し、選考委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の委託候補者として選定する。

（１）実施日

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

（２）場所

本庁舎 2 階 文化産業局応接室

（３）所要時間

1 提案者につき 4 0 分以内（説明 2 5 分、質疑残時間）とする。

（４）プレゼンテーション順

企画提案書受理の先着順とする。（時間は、後日通知する。）

（５）その他

- ・プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ・出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。
- ・説明に使用する備品（パソコン等）は提案者で準備すること。T V モニター・スクリーン・プロジェクタ等は商工課で準備する。（商工課で準備する T V モニター用ケーブルは V G A ・ H D M I 端子のものであるため、その他のものを使用する場合は事前に相談すること。）

8 委託業者の選定・公表

（１）審査方法

複数の委員で構成する審査委員会において、プレゼンテーションを実施の上、別に定める「評価基準書」により、事業者の企画提案書及び事業費積算見積書と、プレゼンテーションの内容を審査し、委託候補者を選定する。なお、審査内容、審査経緯については公表しない。

(2) 審査結果の通知方法

令和7年6月27日(金)17時15分までに、選出された提案者及び選出されなかった提案者に対し、参加表明書へ記入されたFAX番号もしくはメールアドレス宛に通知を行う。なお、選出結果に対する異議等は一切受け付けない。

9 委託契約等

- (1) 上記8において選定された者と交渉を行い、内容について合意の上別途関係法令等により契約手続を行う。
- (2) 契約保証金は、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)第173条の規定により契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、同規則第175条各号に規定する場合は全部又は一部を納付させないことができる。
- (3) 当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、選定者と協議して変更することができるものとする。
- (4) 委託費の支払いについては、契約期間終了後、事業完了報告書の提出を受け、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) 事業成果等は倉敷市に帰属する。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に関して必要となる経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「辞退届」により倉敷市へ報告すること。
- (5) 参加表明書及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書及び企画提案書
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ・ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ・ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ・ その他、不適切と判断された場合
- (6) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (7) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適当と認められる場合は、当該提案者から説明を求めることがある。
- (8) 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では一切使用しない。
- (9) 本業務を委託する相手方の決定については、選出業者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選出結果をもって本業務を委託する相手方を決するものではない。

11 問合せ先及び提出先

倉敷市文化産業局商工労働部商工課（担当：片岡・小林）

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地（倉敷市役所本庁舎2階）

TEL：086-426-3405 FAX：086-421-0121

E-mail：cmind@city.kurashiki.okayama.jp